

# 令和6年度 神栖市医師教育資金利子補給金交付要領

## 1 目的

将来、神栖市内の医療機関で医師として勤務をしようとする学生の保護者が、医学修学のために必要な教育資金を金融機関等より融資を受けた際に、当該教育資金にかかる支払利子について、市が利子補給金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、市内医療機関において必要な医師の育成及び確保に繋げ、市民の健康の維持及び増進に資することを目的とする。

## 2 応募資格

教育資金利子補給金の交付には、事前に「神栖市医師及び看護師修学資金貸与条例」に定める修学資金貸与決定通知書を受けていることが前提となります。

市の修学生の保護者で、次のいずれかの金融機関から教育資金の融資を受けたもの。

- ① 株式会社日本政策金融公庫
- ② 預貯金取扱金融機関（ただし、外国銀行は除く）

## 3 利子補給金の内容

- (1) 利子補給金交付対象借入限度額（利子補給金の交付対象となる教育資金の限度額）  
3,000万円
- (2) 利子補給率  
教育資金に係る支払利子の100% ※支払遅延による利子は除く
- (3) 利子補給期間  
正規の修学期間（最大6年間まで）

## 4 申請方法

神栖市医師教育資金利子補給金交付申請書に、次の書類を添えて申込先へ提出。

- (1) 金融機関との教育資金貸付契約書の写し
- (2) 教育資金の償還表の写し
- (3) 修学資金貸与承認決定通知書の写し  
(神栖市医師及び看護師修学資金貸与条例施行規則第4条第2項に規定)

※1 上記のほか、必要に応じて書類を求める場合があります。ご了承ください。

※2 提出は、郵送または持参によること。なお、申請及び交付決定後の契約締結に係る諸費用（収入印紙代等）については、申請者の負担となります。

## 5 利子補給の休止

修学生が次の①から③のいずれかに該当する場合は、利子補給金の交付を休止します。

- ① 休学したとき、又は停学の処分を受けたときから復学までの期間
- ② 留年した期間
- ③ 成績表、健康診断書の提出や市主催の行事への参加等の要請に応じなかったとき

## 6 利子補給金の返還

修学生が次のいずれかに該当する場合、利子補給金の交付決定を取り消します。また、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還していただく場合もあります。

- (1) 次の①から④のいずれかに該当した場合
  - ①死亡したとき
  - ②退学したとき又は除籍となったとき
  - ③修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
  - ④①～③のほか、修学資金貸与契約の契約解除要件を満たしたと認められるとき
- (2) 大学又は大学院を卒業後2年以内に医師の免許を取得できなかったとき
- (3) 臨床研修又は専門研修修了後、直ちに市内医療機関で医師として勤務しないとき
- (4) 心身の故障のため、次の①から③のいずれかに該当すると認められる場合
  - ①大学又は大学院を卒業する見込みがなくなったとき
  - ②臨床研修又は専門研修を修了する見込みがなくなったとき
  - ③医師の業務に従事することができなくなったとき
- (5) 利子補給金の受給に関し不正な行為があったと認められる場合

## 7 利子補給金交付決定

提出書類を審査した後、結果を申請者に通知します。交付決定後には、契約締結を行います。

## 8 利子補給金の交付時期

契約締結後、交付決定を受けた方からの申請により、下表のとおり利子補給金を交付します。

申請区分	約定償還対象期間※	交付申請期限	交付時期
前期	1月1日から6月30日まで	7月20日	8月下旬
後期	7月1日から12月31日まで	1月20日	2月下旬

※交付決定を受けた年度の4月1日からが対象期間となります。

## 8 申込・問合せ先

神栖市 市長公室 地域医療推進課  
 担当：岩瀬  
 〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5  
 電話：0299-77-8207  
 F A X：0299-90-1324  
 E-mail：iryo@city.kamisu.ibaraki.jp

